

令和〇年度 障害者生活支援センターの管理運営に関する年度協定書(案)

(趣旨)

第1条 この協定は、岡山市（以下「甲」という。）が、岡山市障害者生活支援センター条例（平成18年岡山甲条例第113号。以下「条例」という。）第2条に基づき、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）を指定して行わせる障害者生活支援センター（以下「施設」という。）の管理に関し、令和8年 月 日付けで甲と乙とで締結した障害者生活支援センターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、施設の管理に係る年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

(年度協定の目的)

第2条 年度協定は、施設の管理業務（以下「管理業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

(令和〇年度の業務内容)

第3条 甲及び乙は、令和〇年度の業務内容は、令和〇年度管理業務仕様書に定めるとおりとする。

(令和〇年度の指定管理料)

第4条 甲は、本業務の実施の対価として、次のとおり金額を支払うものとする。

| 支払期 | 期間 | 金額 |
|----------|-----------------|---------------|
| 第1期 | 4月1日から 9月30日まで | 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 第2期 | 10月1日から 3月31日まで | 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 令和〇年度 合計 | | 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |

2 乙は、指定管理料の支払いを受けようとするときは、請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る指定管理料を乙に支払うものとする。

(協議)

第5条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、

これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号
(団体名) 岡 山 市
代表者 岡山市長

乙 住 所
(団体名)
代表者